

# 多治見市消防職員服制及び被服貸与規則の一部改正について

パブリック コメント募集期間

令和4年11月7日(月) から 12月7日(水) まで

多治見市消防職員服制及び被服貸与規則に定めてある消防職員用防寒衣の仕様を変更するため、同規則の一部を改正します。

このことについて、皆様のご意見を募集します。

## 【経緯】

現在、消防職員に貸与されている防寒衣の仕様は、採用から15年以上経過しており、一部には経年劣化等もみられることから、この度より機能性等が高い防寒衣の採用を決定しました。

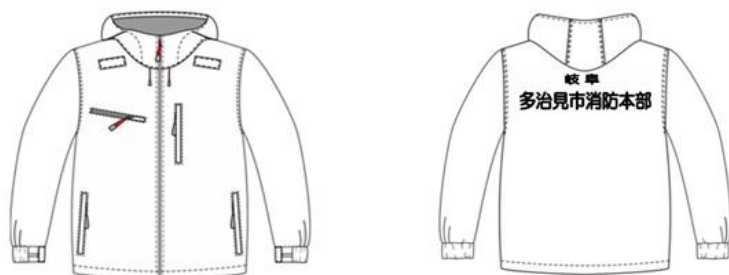
このことから、消防職員の服制について定めている「多治見市消防職員服制及び被服貸与規則」について一部改正を行うものです。

## 【新防寒衣の主な仕様】

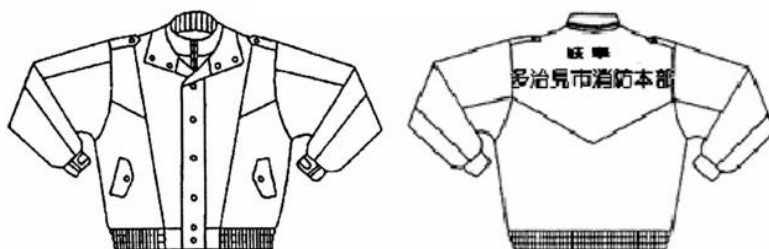
防寒防水素材、胸部及び腹部左右にポケットを配置、軽量化 等

## 【参考図面(案)】

新防寒衣



現行防寒衣



## 【意見提出方法】

消防総務課宛に、書面、郵送、FAX または電子メールでお願いします。

送付先 多治見市消防本部 消防総務課

〒507-0828 多治見市三笠町 2 丁目 21 番地

Fax 0572(21)0022

Mail [t-fire@city.tajimi.lg.jp](mailto:t-fire@city.tajimi.lg.jp)

問合せ 消防総務課 坂本 電話 0572(22)9231 (課直通)

